

4. インフラの整備に関する施策（情報通信環境の整備）

81	高度無線環境整備推進事業	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html				
----	--------------	-----	---	--	--	--	--

事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R7年度当初予算	問合せ先
下図参照	ハード	下図参照	1月～7月頃	4月～5月頃	(百万円) 情報通信インフラ整備 加速化パッケージ 3,986の内数	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課 03-5253-5866

趣旨・目的 高速・大容量の無線通信の前提となる伝送路設備の整備等を推進し、電波の能率的な利用の確保を図る。

事業内容 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体: 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者

イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等

エ 負担割合: (自治体の場合)

国(※1)(※3) 4/5	自治体 1/5
------------------	------------

* 光ファイバ等の維持管理補助は、
収支赤字の1/2(令和7年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※2)(※3) 1/2	自治体 1/2
----------------------	------------

- (※1) 地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乘せ
- (※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3
- (※3) 民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4(離島)、
1/2(その他条件不利地域)

(第3セクター・民間事業者の場合)

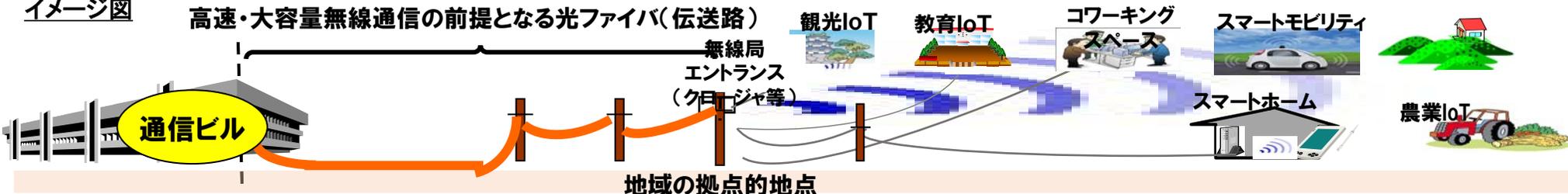
国(※1)(※4)(※5) 4/5	3セク・民間 1/5
----------------------	---------------

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※6) 3/4	3セク・民間 1/4
------------------	---------------

- (※4) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4
- (※5) 高度化を伴う更新を行う場合、3/4、
2/3(海底ケーブルの敷設を伴わない場合)
- (※6) 高度化を伴う更新の場合、2/3

イメージ図



地域の拠点地点

- 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- 本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。